掛川市教育委員会規則第７号

掛川市社会教育指導員規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月27日

掛川市教育委員会教育長

（別紙）

掛川市社会教育指導員規則の一部を改正する規則

掛川市社会教育指導員規則（平成17年掛川市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出しを「（給与及び費用弁償等）」に改め、同条中「報酬及び費用弁償の額並びに支給方法」を「給与、費用弁償、勤務時間及び休暇」に、「掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）」を「掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年掛川市条例第８号）」に改める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。